第四節　偏在対応特別独立開業等支援補助金

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付け）

第四十五条　本会は、特別独立開業等支援対象地区において独立開業しようとする独立開業希望弁護士等又は特別独立開業等支援対象地区において期間を限らず継続して業務を行う意思で常駐社員等を置く従たる法律事務所（以下「偏在対応特別常駐従事務所」という。）を設置（常駐社員等がいない従たる法律事務所に常駐社員等を置くことを含む。以下この節において同じ。）しようとする弁護士法人に対し、その申請により、独立開業し、又は偏在対応特別常駐従事務所の設置及び運営を支援するため、独立開業する際の法律事務所又は偏在対応特別常駐従事務所を設置しようとする地域の弁護士会又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により偏在対応特別独立開業等支援の対象として指定した上で、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けをする。ただし、弁護士でない独立開業希望弁護士等に対する貸付けは、その者が弁護士登録をした後に限る。

2　偏在対応特別独立開業等支援補助金は、六百五十万円の範囲内で基金から支出する。ただし、複数の独立開業希望弁護士等が共同して法律事務所を設置しようとする場合におけるそれぞれの独立開業希望弁護士等に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の額は、千百万円を独立開業希望弁護士等の数で除して得た額の範囲内とする。

3　第三十一条第二項の規定は弁護士に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて、同条第四項の規定は弁護士及び弁護士法人に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて、それぞれ準用する。

（準用）

第四十六条　第三十二条から第三十七条までの規定は、弁護士に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「偏在対応弁護士独立開業支援補助金」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援補助金」と、「偏在対応弁護士独立開業支援」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援」と読み替えるものとする。

2　第三十九条から第四十四条までの規定は、弁護士法人に対する偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けについて準用する。この場合において、「偏在対応常駐従事務所開設支援補助金」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援補助金」と、「偏在対応常駐従事務所開設支援」とあるのは「偏在対応特別独立開業等支援」と、「偏在対応常駐従事務所」とあるのは「偏在対応特別常駐従事務所」と読み替えるものとする。

（偏在対応特別独立開業等支援補助金の返済の免除）

第四十七条　本会は、偏在対応特別独立開業等支援補助金の貸付けを受けた弁護士又は弁護士法人に対し、当該弁護士の法律事務所又は偏在対応特別常駐従事務所における当該弁護士法人及び常駐社員等の業務の状況を勘案して、その財務の状況にかかわらず、当該弁護士又は弁護士法人の申請により、経理委員会の承認を得て、三百万円の範囲内で返済を免除することができる。ただし、第四十五条第二項ただし書に規定する場合にあっては、六百万円を弁護士の数で除して得た額の範囲内で返済を免除することができる。

2　前項の申請をしようとする弁護士又は弁護士法人は、本会に対し、独立開業又は偏在対応特別常駐従事務所の設置の日から一年を経過するごとに、その経過した日から六か月以内に、当該一年間の公益的活動の受任状況を報告して、同項の規定により免除を受けることができる限度額を三で除して得た額の範囲内で、本会が求める書面を添付して、書面により、免除の申請をしなければならない。

3　第一項の申請は、独立開業又は偏在対応特別常駐従事務所の設置の日から三年を経過するまでに受けた偏在対応特別独立開業等支援補助金について、三回に限ってすることができる。

第五章　新人弁護士等準備・養成等援助事業

第一節　通則

（新人弁護士等準備・養成等援助事業）

第四十八条　本会は、この章に定めるところにより、新人弁護士等準備・養成等援助事業として、次に掲げる者（以下「新人弁護士等」という。）が公設事務所弁護士、偏在解消対策地区において独立開業する弁護士又は偏在対応特別常駐従事務所若しくは偏在対応特別常駐従事務所の常駐社員等となるために必要な準備を行う期間について、その準備を支援し、又はその準備を行わせて養成する弁護士若しくは弁護士法人に対し、その費用の一部を負担して援助するため、新人弁護士等準備支援補助金の貸付け並びに新人弁護士等養成事務所養成支援補助金、新人弁護士等養成事務所拡張支援補助金及び偏在対策拠点事務所開設援助金の給付その他これらに関連する必要な事項を行う。

一　司法修習生の修習を終えて弁護士となった者であって、修習を終えてから一年を経過しないもの

二　裁判官若しくは検察官であった者又は弁護士法第五条若しくは第六条に規定する弁護士となる資格を有する者であって、初めて弁護士名簿に登録（判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律（平成十六年法律第百二十一号）第四条第一項の弁護士登録を除く。）されてから一年を経過しないもの

三　公益的活動等について経験が乏しいと認められる者であって、会長が特に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるために必要な公益的活動に係る実務経験等の準備又は養成の必要があると認めたもの

第二節　新人弁護士等準備支援補助金

（新人弁護士等準備支援補助金の貸付け）

第四十九条　本会は、おおむね二年以内に公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となることを予定する新人弁護士等（司法修習生及び司法修習生の修習を終え、弁護士、裁判官又は検察官となったことがない者（以下この節において「司法修習生等」という。）を含む。以下この節において同じ。）に対し、その申請により、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となるための準備を支援するため、所属する弁護士会（司法修習生等にあっては入会しようとする弁護士会。以下この節において同じ。）又はその弁護士会が属する弁護士会連合会の申請により新人弁護士等準備支援の対象として指定した上で、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けをする。ただし、司法修習生等に対する貸付けにあっては、弁護士登録をした後に限る。

2　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けは、新人弁護士等一人につき一回に限る。

3　新人弁護士等準備支援補助金は、百万円の範囲内で基金から支出する。

4　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けは、無利息とする。

（新人弁護士等準備支援対象としての指定）

第五十条　新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けようとする新人弁護士等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合、前条第一項に規定する弁護士会又は弁護士会連合会に対し、本会に新人弁護士等準備支援の対象として指定することを求める申請をすることを、申し出ることができる。

一　他の弁護士又は弁護士法人から、相応の賃金の支給又は所得の保障がされていないこと（司法修習生等にあっては、その予定であること。）。

二　執務状況（司法修習生等にあっては、弁護士登録後に予定する執務状況）が、公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となろうとする者の養成に適した環境及び体制の下にあること。

三　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となる旨約していること。

四　公設事務所弁護士又は偏在対応弁護士となったときに公益的活動を積極的に受任する旨約していること。

五　その他当該申出の趣旨が新人弁護士等準備・養成等援助事業の目的に適合していること。

2　前項に規定する申出を受けた弁護士会又は弁護士会連合会は、新人弁護士等準備支援補助金の貸付けを受けようとする新人弁護士等が前項各号に掲げる要件をいずれも満たすと認めた場合、本会に対し、当該新人弁護士等を新人弁護士等準備支援対象として指定するよう求める申請をする。

3　本会は、前項の申請を受けた場合、当該申請に係る新人弁護士等を新人弁護士等準備支援対象として指定する。ただし、会長が第一項各号に掲げる要件のいずれかを欠くと認めた場合は、この限りでない。